

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月15日
【四半期会計期間】	第72期第3四半期（自平成30年10月1日至平成30年12月31日）
【会社名】	中央魚類株式会社
【英訳名】	Chuo Gyorui Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 伊藤 裕康
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲6丁目6番2号
【電話番号】	東京(03)6633 - 3010
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員管理本部本部長 三田 薫
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲6丁目6番2号
【電話番号】	東京(03)6633 - 3010
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員管理本部本部長 三田 薫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成31年2月13日に提出しました第72期第3四半期(自平成30年10月1日至平成30年12月31日)四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【経理の状況】

#### 1【四半期連結財務諸表】

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

(訂正前)

偶発債務

平成29年11月1日、当社は東京都千代田区神田1丁目1番12号に所在する全国漁業協同組合連合会より、不当利得返還請求等事件(総額95百万円)として、平成29年10月30日付訴状を受け取りました。本訴訟提起に対し、現在係争中であります。

尚、平成30年12月12日、東京地方裁判所より全国漁業協同組合連合会から和解の提案があった旨の連絡を受けました。当社は、同提案に対し、その内容を慎重に検討し対処する事と致します。

(訂正後)

偶発債務

平成29年11月1日、当社は東京都千代田区神田1丁目1番12号に所在する全国漁業協同組合連合会より、不当利得返還請求等事件(総額95百万円)として、平成29年10月17日付訴状を受け取りました。本訴訟提起に対し、現在係争中であります。

尚、平成30年12月12日、東京地方裁判所より全国漁業協同組合連合会から和解の提案があった旨の連絡を受けました。当社は、同提案に対し、その内容を慎重に検討し対処する事と致します。